

第19回 カルテの訂正

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎
黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

- Q. 1. 当院で行った診療に過誤があったとして、患者代理人の弁護士から、カルテ開示請求書と損害賠償請求書が届きました。驚いて、その患者のカルテなどを見直したら、書き間違いや誤解を招きそうなところなどが見つかりました。開示する前に、訂正しておきたいのですが、どうすれば良いでしょうか。
2. 当院の患者から、カルテ開示の請求がありました。その患者は、家族が何かと病院に文句を言ってくる方だったので、カルテに「クレーム多く要注意の Family」など、患者に見せたくないことが書いてあります。また、その患者の家族からクレームが来た場合の対応方法を医療スタッフ間で共有するためのメモも書いてありますので、その部分は開示したくありません。カルテのすべてを開示しなければならないものでしょうか。

- A. 1. カルテは、診察所見や治療内容をその都度記録しておくものですから、後日訂正やデータを追加することは避けるべきです。特に、Q 1 の場合、既に患者の弁護士から損害賠償請求が出ている段階ですから、この期に及んで修正すれば、偽造・変造の疑いを持たれることは必定ですから、お勧めできません。

もし、誤字・脱字や明白な誤りを訂正する場合でも、修正液・修正テープやペンで塗りつぶして、下に何が書いてあったかわからなくしてはなりません。訂正は、元の記載が分かるように二重線を引き、横に正しい記載と訂正理由、追記した年月日、記載者を明記するのが、原則です。

2. 個人情報保護法 25 条 1 項により、診療記録につづられたものは、「保有個人データ」として、すべて開示の対象となります。患者家族に対する否定的な記載は、家族との軋轢を生むかもしれませんが、開示をしなくてよい場合を定める同法の例外規定には該当しませんので、その記載も含めて開示しなければなりません。

このような問題を避けるためには、患者の診療とは直接関係のない、医療スタッフ同士のやりとりについては、最初から診療記録につづらず、病院の内部文書として保管した方がよいでしょう。

なお、カルテ開示義務については、最新医事紛争 Q&A 第 7 回（平成 25 年 11 月 1 日北海道医報第 1142 号 20 頁）を参照してください。

質 疑 応 答

医 師：カルテの書き損じなどは、日常的によくあることですが、訂正にも厳しいルールがあるのですね。

弁護士：はい。カルテは正確な内容を書くべきですから、もし誤りがあれば、訂正が必要ですが、患者から「改ざん」と疑われないためには、ルールを守る必要があります。

医 師：医療事故訴訟で、訂正した部分が「改ざん」と疑われることはよくありますか。

弁護士：訴訟の争点と関係ない部分については、訂正方法に不備があっても、特に問題にならない場合もあります。しかし、争点に関係する重要な記載に修正があると、勝敗を左右する深刻な問題になります。民事裁判では、診療録や麻酔記録にねつ造や虚偽の記載があったという事実は、被告の過失を認定する上で、被告に不利益になる事情であるとされた裁判例があります（参考裁判例1）。

医 師：改ざんが刑事事件になることもありますか。

弁護士：東京女子医大事件では、カルテ改ざんをした医師が証拠隠滅罪で有罪となりました（参考裁判例2）。この事件では、手術の同じチームであったA医師がB医師の過失に関してICU記録を改ざんしたことが、刑法第104条の「他人の刑事事件に関する証拠の隠滅」であると認定されています。

医 師：ということは、B医師の過失に関してB医師自身が記録を改ざんした場合は、証拠隠滅にはならないのですか。

弁護士：犯人が自己の犯行を隠蔽しても証拠隠滅罪にはなりません。しかし、責任を免れる意図をもってカルテを改ざんすることは、「医師としての品位を損する行為」ですから、医師免許の取消や医業停止など行政処分の対象になります。（医師法第7条2項）。

医 師：最近、紙ベースのカルテに代えて、電子カルテを導入する病院が増えてきましたが、電子カルテの修正については、ルールがありますか。

弁護士：平成11年に当時の厚生省が診療録の電子媒体による保存を認める通達（電子カルテガイドライン）を出しましたが、その際に、最も重視したのが、「真正性」（改ざん防止など）でした。これを受けて、最近の電子カルテは、訂正履歴が残る方式になっています。

参照条文

- 個人情報保護法第25条1項 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示（略）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 刑法第104条（証拠隠滅等）
他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

参考資料

- 電子カルテガイドラインの3条件
真正性（書換・消去・混同・改ざんを防止し、作成者の責任を明確にすること）
見読性（必要に応じて肉眼で読むことができ、直ちに書面に表示できること）
保存性（法令に定める保存期間内は、復元可能な状態で保存されること）
厚生省 健政発第517号 平成11年4月22日
http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1104/h0423-1_10.html

参考裁判例

1. 東京地裁平成15年11月28日判決（裁判所ウェブサイトに掲載判例）
美容外科医院（被告医院）において、豊胸手術を受けた患者が麻酔中の異常により低酸素脳症による植物状態となった事例。搬送先の訴外病院の診療録と被告医院の診療録等に齟齬があり、被告医院の診療録と麻酔記録は後日、被告によってねつ造されたと認められた。麻酔管理の過失が認められ、請求額とほぼ同額の約1億6,000万円の賠償が命じられた。
2. 東京地裁平成16年3月22日判決【東京女子医大事件】医事法判例百選第2版[2014]46頁
小児患者の心臓手術において、医師Aが人工心臓の操作を誤ったことが疑われる状況があり、人工心臓の脱血ができなくなった結果、患者は脳循環不全による重度の脳障害を負い、死亡した。その手術に第1助手として立ち会っていた医師Bは、患者に重度の脳障害が発生していなかったように装うため、ICU記録や人工心臓記録を偽造した。医師Bは、刑事裁判では、懲役1年執行猶予3年の判決を受けた。更に、行政処分として、医業停止1年6か月及び保険医登録取消の処分を受けている。